

# 令和2年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和2年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第2回定例会記録				
招集年月日	令和2年6月4日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年6月4日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和2年6月4日 午前10時26分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	9 番	沼 端 務		
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	まちづくり防災課長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐々木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	主任 主査	袴田光雄		
町長提出議案の題目	1	報告第2号	令和元年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について	
	2	報告第3号	令和元年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	3	議案第36号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
	4	議案第37号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	5	議案第38号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について	
	6	議案第39号	水槽付消防ポンプ自動車（百石第1分団）購入契約の締結について	
	7	議案第40号	木ノ下小学校講堂天井改修工事請負契約の締結について	
	8	議案第41号	令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について	
	9	議案第42号	令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	
	10	議案第43号	令和2年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
	11	議案第44号	令和2年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について	
議員提出議案の題目				
開議	午前10時00分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	5番	木村忠一		議員
	6番	田中正一		議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回おいらせ町議会定例会を開会いたします。  (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報 告 会議録署名 議員の指名  会期議題	西館議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、9番、沼端 務議員は欠席であります。 また、新型コロナウイルス感染防止対策として、密集を防ぐため、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員には出席の自粛をしていただきましたので、その旨ご報告いたします。
	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	西館議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、5番、木村忠一議員及び6番、田中正一議員を指名いたします。
委員長報告	14番 (松林義光君)	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。  議会運営委員会委員長報告をいたします。 去る5月15日告示、本日招集されました令和2年第2回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般5月29日午前10時か

		<p>ら議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日6月4日から6月9日までの6日間とすることに決定いたしました。</p> <p>本日4日木曜日は議案等の一括上程、5日から7日までは議案熟考のため休会、8日月曜日は一般質問及び議案審議、9日火曜日は引き続き議案審議。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日6月4日から6月9日までの6日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日6月4日から6月9日までの6日間とすることに決しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。</p> <p>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第3号から陳情第4号については、議員配付とすることにいたしましたので、ご了承願います。</p> <p>なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p> <p>日程第4、議案の一括上程について。</p> <p>報告第2号から報告第3号まで及び議案第36号から議案第44号までの、以上11件を一括上程いたします。</p>
諸般の報告	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	
	西館議長	

<p>提案理由の 説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。</p> <p>おはようございます。 議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第2号、令和元年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、継続費を設定しておりました学校施設等長寿命化計画策定事業につきまして、令和元年度から令和2年度に逐次繰越する額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものであります。</p> <p>次に、報告第3号、令和元年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和元年度から令和2年度に繰り越す2件の事業について、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。</p> <p>次に、議案第36号、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、職員の特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講ずることから、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第37号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の保険税を減免し、負担軽減するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第38号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在、低所得者の介護保険料の軽減対策として、消費税増税に合わせて、介護保険料第1号被保険者の保険料を段階的に軽</p>
---------------------	-----------------------	--

	<p>減しているところですが、消費税率10%の財源が満年度化する本年度以降、第1段階から第3段階の軽減割合をさらに拡大し、低所得者の負担軽減の強化を図るものであります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した第1号被保険者の保険料を減免し、負担を軽減するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第39号、水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、本町地区の百石第1分団に配置している水槽付消防ポンプ自動車更新のため、去る5月21日に、奥羽特装販売株式会社ほか6社により指名競争入札を執行したところ、5,610万円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第40号、木ノ下小学校講堂天井改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、木ノ下小学校講堂天井改修工事施工のため、去る5月21日に株式会社柏崎組ほか17社により一般競争入札を執行したところ、4,554万円で株式会社柏崎組が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第41号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1億6,386万2,000円を追加し、予算の総額を130億1,183万8,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容であります。商工費における事業継続支援給付金、町商工会プレミアム付商品券発行事業費補助金、さらに休業協力事業所減収者支援給付金をはじめとし、新型コロナウイルス感染症対策及び第2弾の各種町支援策に係る予算措置等を行うものであります。</p> <p>なお、さきの議員全員協議会での皆様からのご意見を踏まえ、事業継続支援給付金交付事業における、小売店やサービス業等の小規</p>
--	--

	<p>模事業者に10万円を交付する際の交付条件である収入減少率を30%以上から10%以上に緩和させるなどの措置を講じております。また、休業協力事業所減収者支援給付金交付事業についても、交付対象を町内小規模事業者には雇用された町民と限定をせずに、町外で雇用されている町民も対象としております。</p> <p>一方、歳入の主な内容であります。歳入歳出財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第42号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既決予算の総額に61万9,000円を追加し、予算の総額を25億3,316万5,000円とするものであります。</p> <p>その内容につきましては、歳出では、特定健康診査等事業費を増額し、歳入では、国民健康保険事業基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第43号、令和2年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に247万3,000円を追加し、予算の総額を23億1,845万7,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、産休代替職員の給料等を追加し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第44号、令和2年度おいらせ町病院事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に219万9,000円を追加し、予定額を10億636万円とするほか、資本的収入及び支出の既決予定額に168万円を追加し、資本的収入の予定額を4,206万円に、資本的支出の予定額を5,530万3,000円とするものであります。</p> <p>なお、資本的収入の不足額については、当年度分損益勘定留保資金を充当することとしておりますが、今回の資本的支出の増額に対しては、一般会計からの出資金を増額し対応するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させていただきますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
--	--

行政報告	西館議長	<p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	西館議長	<p>日程第5、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>地方自治法第243条の3第2項の規定により「おいらせ町土地開発公社の経営状況を説明する書類について」が議会に提出されました。</p> <p>当局の説明を求めます。政策推進課長。</p>
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、おいらせ町土地開発公社の経営状況を説明する書類についてご説明申し上げます。</p> <p>行政報告資料をご用意ください。</p> <p>本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に対して経営状況を説明する書類の提出が義務づけられておりますので、令和元年度の事業報告及び決算書等の資料、並びに令和2年度の事業計画及び予算等の資料を提出させていただくものであります。</p> <p>まず、令和元年度の事業報告及び決算の状況であります。配付資料の1ページから6ページになりますが、主なところをご説明申し上げます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2、令和元年度の事業報告であります。1) 総括事項の1行目に記載しておりますとおり、公共用地、公用地等の取得及び管理処分等はありませんでした。</p> <p>また、2) 理事会に関する事項につきましては、理事会は令和元年5月14日と令和2年3月16日の2回開催いたしました。</p> <p>3ページを飛ばしまして、4ページをご覧ください。</p> <p>4、令和元年度の貸借対照表であります。資産として、普通預金9万510円、定期預金500万円、合わせて509万510円を保有しております。負債はございません。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>5、令和元年度の損益計算書であります。事業を行っておりませんので事業収益はなく、販売費及び一般管理費の2万1,000円の損失と事業外収益の520円のみであり、当期純損失は2万4</p>

		<p>80円となります。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費の損失2万1,000円の内訳は、法人県民税2万円と通信運搬費1,000円であります。</p> <p>次に、令和2年度の事業計画及び予算の状況であります。</p> <p>配付資料の7ページから13ページになりますが、主なところをご説明申し上げます。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>7、令和2年度の事業計画のとおり、公共用地等の取得及び処分は計画しておりません。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>8、令和2年度の予算であります。収入では、受取利息1,000円、雑収益1,000円、合計、事業外収益として2,000円、支出では、販売費及び一般管理費2万2,000円、予備費が1,000円あります。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>9、令和2年度の予算実施計画であります。予算の内訳として、収入の受取利息1,000円は預金利息、雑収益1,000円はその他雑収益であります。</p> <p>一方、支出の販売費及び一般管理費2万2,000円は、費用弁償1,000円、通信運搬費1,000円、法人県民税2万円であり、このほか予備費1,000円があります。</p> <p>なお、表の下、米印に記載しておりますが、収益的収支において、収入額2,000円に対して、支出額2万3,000円であり、不足する2万1,000円は準備金、いわゆる前年度繰越金により補填することになります。</p> <p>10ページから12ページまでを飛ばしまして、13ページをご覧ください。</p> <p>12、令和2年度の予定貸借対照表であります。</p> <p>資産は、普通預金7万円、定期預金500万円、合わせて507万円であり、負債の項目はございません。</p> <p>下段の資本の部であります。基本財産が定期預金500万円のほか、前期繰越準備金9万1,000円に対し、当期純損失が2万1,000円で、準備金合計が7万円であり、期末予定の合計額が507万円となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--	--

質疑	<p>西舘議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>この土地開発公社、これは去年も質問しました。これ本当に必要なんですか。前の政策推進課長、大いに検討しますと。</p> <p>それで、合併前は、旧下田町、先行取得、道路用地とか等々を結構取得しました。合併してから、これ一度も実行していますか、開発公社で。そういう事例がありますか。ありましたら教えてください。</p> <p>前の課長は、私はこれをもう存続しないと、そういうふうに認識していましたけれども、また引き続いてこれを行うと。やっぱり何が必要でこれをやるのかお伺いいたします。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、松林議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、合併後に土地開発公社を利用した事業があったかということのご質問でございますけれども、合併後になります、平成20年度に土地の取得と、それから売却を行っておりまして、それ以降は今日まで事業を行っていないというような状況でございます。</p> <p>また、議員ご指摘のとおり、土地開発公社、本当に必要かどうかというようなご質問ございまして、これに関しましては、公社の理事会の中におきましても、理事から理事会のたびに、必要性はもうないのではないかというようなご意見も出ております。</p> <p>公社の目的といたしましては、土地の高騰に備えた土地の先行取得、それから、あるいは国庫補助の対象になる前に土地を先に取得しておいて、国庫補助の対象になったときに、それを今度町が土地開発公社から買い戻すというような目的で公社そのものが存続しているものでございますけれども、昨今、公共事業の縮小、それからあと地価がそれほど高騰していないといえますか安定しているということ、それから、土地開発公社を経由しなくても町の一般会計で用地取得費を予算に計上して購入すれば購入できると、そういうような状況もございます。</p>

		<p>あとは、一方で、事業が全くない関係で、毎年、法人県民税2万円のほかの支払いのみが発生しているということでもありますので、議員からのご指摘もありますし、理事からの意見もございまして、土地開発公社の解散に向けて、今、事務局ではいろいろ、どのような手続を進めていけばいいかということ調べているところでございます。</p> <p>公社の解散につきましては、議会の議決、それからあと県知事の認可などの様々な手続が必要でございますので、まず解散に向かうということになれば、議会に対して説明をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
質疑	西館議長	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>分かりました。多分、昨年もそういう答弁を私は聞いたような気がします。事務の職員の負担にもなるし、平成20年度ということは、もう12年ぐらいはこの開発公社、実行していないと。開発公社がなくても、今の課長の話を聞いていると対応ができるという話ですから、もう一度議論してみてください。答弁はいいです。</p>
日程終了の告知	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。
	西館議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
次回日程の報告	西館議長	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>8日月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問と議案審議を行います。</p>
散会宣告	西館議長	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午前10時26分)</p>
	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願ひします。</p> <p>礼。</p>